

監査公表第22号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年11月25日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 下江洋行

第1 監査の対象

指定管理者 ビルホゼングループ（静岡ビル保善㈱、中部ビル保善㈱）
指定管理施設 新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな（産業振興部観光課）
（所管部課） 新城市学童農園山びこの丘（鳳来総合支所地域課）

第2 監査に当たった監査委員

近藤 隆、下江洋行（ただし、令和元年11月11日までは滝川健司）

第3 監査の期間

令和元年8月23日～令和元年11月25日

第4 監査の方法

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな及び新城市学童農園山びこの丘の指定管理等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行った。また、施設の現地査察を行い、関係法令及び協定書等に沿って適正な施設管理及び事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、指定管理等に係る事務の執行状況、指定管理者の選定経過及び協定書の内容、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第5 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなは、市民等の心身の健全な発達及び豊かな生活の形成並びに観光振興に寄与することを目的に、体力の向上及び健康増進の場、並びに休養及びレクリエーションの場を提供するため、新城市能登瀬地内に設置された。

新城市学童農園山びこの丘は、学童等に自然及び農業に親しむ機会を与え、農業生産活動の実践及び体験を通じ、豊かな創造力及び行動力のある人材育成の場として、新城市玖老勢字地内に設置された。

ビルホゼングループは、代表団体を静岡ビル保善㈱、構成団体に中部ビル保善㈱としたグループ企業であり、代表団体である静岡ビル保善㈱は指定管理者制度による公の施設の管理運営を始め、建築物の各種設備機器の点検・保守・管理、宿泊施設の経営等の事業を営むことを目的とする静岡県静岡市に本店を置く法人で、本施設の指定管理は平成18年9月より継続して行っている。

2 監査対象事業について

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな指定管理事業

新城市学童農園山びこの丘の指定管理事業

指定方法 公募

指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

指定管理料

平成30年度 83,714,800円

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな 56,886,800円

新城市学童農園山びこの丘 26,828,000円

令和元年度 83,586,300円

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな 56,884,700円

新城市学童農園山びこの丘 26,701,600円

3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び協定書等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、引き続き当該施設の指定管理の実施状況の把握に努め、適切な指導監督に当たられるよう望むものである。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【ビルホゼングループ】

指摘事項

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなと新城市学童農園山びこの丘を一つの部門として損益計算書と貸借対照表が作成されているが、それぞれを独立採算として試算表を作成し、計画と実績の差異が見られるようにされたい。

意見

施設備品等の管理において、市の物品一覧と指定管理者が持つ施設備付けの備品等リストに整合のとれないものがあつた。異動状況を反映した最新のものを両者に備え付けるとともに、管理方法を統一し、適切な管理に当たられたい。

【産業振興部観光課】 【鳳来総合支所地域課】

指摘事項

- 1 施設管理運営協議会においてビルホゼングループが作成した前年度報告書、前年度決算書等を受理されているが、次年度予算に反映できるよう現状分析を的確に行われたい。
- 2 受託者に行わせる修繕について2施設合計の年間総額が定められているが、観光課と鳳来総合支所地域課で情報共有が図られていない。このため、年間総額を超過する費用負担について管理ができていないように見受けられた。毎月報告される業務報告書から施設の状況を把握し適切に施設管理されたい。

意見

施設備品等の管理において、市の物品一覧と指定管理者が持つ施設備付けの備品等リストに整合のとれないものがあつた。異動状況を反映した最新のものを両者に備え付けるとともに、管理方法を統一し、適切な管理に当たられたい。